

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する
場合の最高速度を九十キロメートル毎時とする。（第二十七条第一項関係）
- 二 この政令は、令和六年四月一日から施行することとする。
- 三 所要の経過措置を設ける。